

徳島県告示第三百九十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年六月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用維持業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立二十一世紀館
徳島市八万町向寺山
- 三 契約の相手方を決定した日
令和二年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機システムサービス株式会社中四国支社四国支店
香川県高松市花園町一丁目九番三八号
- 五 契約金額
三千六百二十四万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号